

## 当センターにおける入院児童虐待事案について

当センターにおいて、入院中の児童に対し、職員による身体的虐待の事案が発生しました。今回の事案において被害を受けた児童および保護者の方々、県民の皆様に対して心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取組を着実に実行していきます。

### 1 事案の概要

令和8年1月9日、不穏な状態となった児童(小学生)を移動させる際、看護師が右手首を掴んで床を引きずって移動させる事案が発生しました。

その後の三重県医療保健部健康推進課の調査により、この行為は精神保健福祉法に基づく「障害者虐待(身体的虐待)」に該当すると認定されました。

### 2 再発防止に向けた取組

子どもに対し安全・安心な環境で医療を提供すべき県立の医療機関において、このような事案が発生したことを重く受け止め、センターにおいて、以下の再発防止に向けた取組を着実に実行していきます。

#### (1)マニュアルに基づく対応の徹底と職員の対応力向上

子どもの不穏時や暴力行為等の発生時は、「子ども・障害者虐待予防・対応マニュアル」及び「医療安全対策マニュアル」に基づく対応の徹底を図るとともに、振り返り(セルフチェック)及び個別面談を定期的に行い、職員の対応力向上を図ります。

#### (2)研修及び情報共有体制の強化

多職種による倫理カンファレンスの実施等により虐待防止研修を強化するとともに、新たに職員用の意見箱を設置し、気づきを共有できる体制を整備します。

令和8年6月25日

三重県立子ども心身発達医療センター  
センター長 中西 大介